

# Valuence INFINITIES Dance Academy 利用規約

バリュエンスジャパン株式会社（以下「当社」といいます）が提供する当社所属のダンスユニット Valuence INFINITIES による公式ダンススクール（以下「本スクール」といいます）を運営するにあたり、この利用規約（以下「本規約」といいます）は、必要な条件を定めます。

## 第1条（定義）

本規約内で用いる言葉は、以下の意味を持つものとします。

- (1) 「クラス」：当社が開講する「ブレイキン」や「ヒップホップ」に、「基礎」「ビギナー」「アドバンス」等、レベル別の集合体をいいます。なお、開講種目やレベルについては、今後追加や変更となる可能性がございます。
- (2) 「コース」：月額や回数券というお支払方法に基づき、当社が指定する各クラスをパッケージ化した項目をいいます。
- (3) 「月額会員」：月額料金を支払い、当該月において指定したコースに通い続けることができる権利を有する者をいいます。
- (4) 「回数券会員」：月額料金ではなく、当社指定の回数券のチケットを購入した者をいいます。
- (5) 「チケット会員」：当社指定のクラスに、受講者が指定した回に参加することができる権利を有する者をいいます。
- (6) 「体験レッスン生」：上記(3)～(5)に該当しない入会検討を行う目的で、本スクールのレッスンを希望する者をいいます。

## 第2条（入会）

- 1 本スクールの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）は、本規約の内容を承諾の上、当社所定の申込書を当社に提出する方法、又はその他当社が指定する方法により、本サービスの利用登録の申込みをするものとします。なお、申込者が未成年の場合、保護者同意書といった当社指定の方法により、その保護者の同意を得るものとします。
- 2 次の各号に掲げる者は、本スクールの利用登録をすることができません。
  - (1) 過去に本規約又は本スクールの利用規約に違反したこと又は解除されたことがある者
  - (2) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）
  - (3) 次の関係を有する者
    - ア 反社会的勢力がその経営を支配していると認められる関係
    - イ 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係
    - ウ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもつ

て反社会的勢力を利用していると認められる関係

エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している関係

オ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

(4) 前各号のほか当社が不相当と認める者

- 3 当社が第1項の申込みの審査をするために必要な資料の提供を申込者に求めたときは、申込者はこれに応じるものとします。なお、当社は、申込者から提供を受けた資料に基づき、健康上や身体的に不安があると認められる場合には、当社の判断により入会が認められない場合があります。なお、当社といたしましては、申込者及びその保護者と必要なヒアリングを実施し、できる限り入会いただけるように協議を実施いたします。第1項の申込みを申し込まれた時点で、会員は、月額会員かチケット会員かを問わず、当社の利用規約や各利用規約に合意したものとし、これによって申込者と当社の間で本スクールの利用契約が成立するものとします。

### 第3条 (会員証・受講チケット・ユーザーアカウント)

- 1 本スクールは、前条第1項及び第4項により利用契約が成立した契約者に対し、月額会員及びチケット会員問わず、本スクールの利用のために必要なID並びにパスワード(以下「アカウント情報」といいます)を付与します。契約者は、これを取得するものとします。当社は、本スクール利用のために必要なアカウント情報を付与されたものを会員とみなします。必要なアカウント情報は、基本的に会員本人が利用するものとし、必要に応じてその保護者が利用することができるものとします。
- 2 会員は、受講前に、店頭の受付にて受講者名を確認して受講のチェックインをし、受講します。
- 3 会員は、自己の責任において、本スクールの利用のために必要なアカウント情報、及び自らの体調や記録を適切に管理及び保管をするものとし、これを第三者に利用させ、貸与、譲渡、名義変更又は売買等をしてはならないものとします。なお、チケット会員の場合、受講チケットは購入した会員のみ利用可能となり、当社が認めた場合を除き、チケットの譲渡、売買等は禁止いたします。
- 4 会員は、本スクールのレッスンを受けるにあたり、予約は、1か月先まで当社が定める方法により、行うことができます。また、予約のキャンセルは、レッスン開講日の3日前までに行うものとします。
- 5 事前の予約をされていないスクール生及び体験レッスン生は、受講できません。
- 6 各クラスの受講に必要なQRコードを忘れた場合には、受講できない場合がございます。
- 7 会員は、本スクールレッスンを無断で欠席しないものとします。この場合、チケット会員に関しては、チケットを消費したものとみなします。
- 8 当社は、他の会員の事故等の防止や当該レッスンプログラムを完遂させるため、当該レッスン開始後15分以上を経過した場合には、事前にご連絡いただいた場合を除き、遅刻した会員の参加をお断りする場合がございます。

- 9 本スクールの利用に必要なアカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は利用登録者が負うものとし、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
- 10 第 13 条に規定する退会、第 14 条に規定する登録抹消等(除名含む)がない限り、会員番号は再発行されるものとします。月額会員からチケット会員、又はチケット会員から月額会員へ変更された場合にも同様とします。

#### 第 4 条 (提供サービスの内容)

- 1 当社は、当社所属のダンスユニット Valuence INFINITIES による公式ダンススクールを運営し、当社所定の方法により申し込んだ会員に対し、当社所属のダンサーによるダンス技術を提供します。詳細については、当社所定の方法により、本スクール生に提示するものとします。
- 2 前項の場合の他に、当社公式ダンススクールの運営に付随して、当社所定の方法により、会員に対し、有償又は無償の外部イベントへの参加申込を募る場合がございます。その場合、会員は、各イベントの注意事項をよく読んだ上で、参加の可否を任意で判断するものとします。

#### 第 5 条 (利用料金及び支払方法)

契約者及び会員は、当社が定める入会金と利用する本スクールの会員区分に応じた本スクールの利用料金を、当社が定める方法に従い支払うものとします。なお、一度お支払いいただいた利用料金は、当社が認めた場合を除き、いかなる事由があっても返金できませんので、ご了承ください。

#### 第 6 条 (有効期間)

本スクール利用契約の有効期間は、会員が第 13 条に定める退会手続を行い、又は第 14 条に定める登録抹消等がされるまでとします。なお、チケット会員が購入したチケットの有効期限は、発行日から 2 か月とします。

#### 第 7 条 (契約者の個人情報の取り扱い)

当社は、当社が保有する契約者の個人情報を、当社が定める個人情報保護方針 (URL : <https://www.valuence.inc/group/japan/privacy/>) に従って管理します。

#### 第 8 条 (保証の否認及び免責)

- 1 当社は、本スクールが、①会員の特定の目的に適合すること、②期待する機能・サービス価値・正確性・有用性を有すること、③会員による本スクールの利用が利用登録者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び④不具合・エラー・障害が生じないことについて保証するものではありません。

- 2 本スクールの利用は、会員の責任で行われるものとし、当社は、本スクールの利用によって生じた会員の損害（精神的苦痛、身体的傷害、負傷等、またはその他の金銭的損失を含む一切の不利益を含みますが、これらに限られません。）につき、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 3 何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、会員の損害につき、過去1ヶ月間に会員が当社に支払った対価を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
- 4 携帯電話、PC、タブレット等の紛失・盗難・不正利用等による本スクール関連で使用又は利用する機器への不正なログインが発生したことにより、会員に損害若しくは不利益が生じたとしても、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
- 5 当社は、本スクールの運営にあたって、会員に対して各種保険への加入は行いませんが、本スクール生及びその保護者に対して、万が一の場合に備えて推奨させていただきます。
- 6 会員は、本スクールの利用について、他の会員又はその他の第三者から、クレームや請求を受け、又は紛争が生じた場合は自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。

## 第9条（届出内容の変更）

- 1 第3条第1項に規定する申込書に契約者が記載した事項その他の契約者が当社に届け出た事項に変更が生じたときは、会員は、速やかに当社所定の方法により変更内容を届け出るものとします。なお、会員区分の変更も同様とします。
- 2 会員が前項の届出を怠ったことにより当社から契約者への連絡、通知等が会員に到達せず、又は遅延したために契約者に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負いません。

## 第10条（当社による一時停止・変更・終了等）

- 1 当社は、本スクールの稼働状態を良好に保つため、本スクールの全部又は一部の提供を一時停止又は中断して保守点検を行うことができるものとします。
- 2 前項の場合、当社は、会員に対し、事前に本スクールの提供を一時停止又は中断する旨及びその期間を通知するものとします。ただし、以下の各号のように緊急を要する場合にはこの限りではありません。
  - (1) 本スクール運営に係るコンピューターシステムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
  - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 仕様の変更を行う場合
  - (4) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天変地異等の不可抗力の発生又は発生のおそれによって、本スクールの運営の全部又は一部ができなくなった場合
  - (5) その他当社がやむを得ない事由により本スクールを停止又は中断する必要があると判断した場合

- 3 本条に基づく本スクールの一時停止・変更・終了等により会員に生じた損害については、当社はその責任を負いません。
- 4 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、会員の了承を得ることなく、本利用規約とこれに基づく本スクールの内容を、本規約による契約の目的に反せず、合理的かつ相当な範囲で変更することができます。この場合、当社は、効力発生時期を定め、かつ、変更を行う旨、変更後の内容、及び効力発生時期を予め会員に契約者に周知するものとします。
- 5 当社は、第 21 条に基づいて事前に会員に対して通知することにより、当社の裁量で本スクールを終了し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

### 第 1 1 条 (休会)

月額会員は、何らかの理由により休会する場合には、最大で 6 か月間の休会が可能です。但し、受講者が怪我や傷病等による場合のみ、その症状の回復具合に応じて、当社の判断により休会期間を延長することができるものとします。なお、休会を希望する月の前月 10 日前までに、店頭又は電話(本店の営業時間内)のみによって受け付けるものとし、Web 上では受け付けませんのでご了承ください。

### 第 1 2 条 (月額会員による解約)

- 1 月額会員は、1 か月前までに当社所定の解約申込書を当社に提出する方法その他当社が認めた方法により、本スクールの利用規約を解約することができます。
- 2 前項に基づき本スクールの利用契約が解約された場合、解約日が属する月の本スクールの利用料金は、返還いたしません。

### 第 1 3 条 (退会)

- 1 会員は、希望する月の前月 10 日前までに、店頭又は電話(本店の営業時間内)にて、本スクールを退会し、自己の会員としての登録を抹消することができます。なお、Web 上では受け付けておりませんので、ご了承ください。
- 2 月の途中で退会した場合であっても、当該月の月末まで、本スクールの受講をすることができます。
- 3 第 1 項により退会された方が再入会を行う場合には、再入会金 (15,000 円) が発生いたします。

### 第 1 4 条 (禁止事項)

会員は、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 当社又は他の会員の権利又は利益を侵害する行為
- (3) 当社に対して虚偽の届出をする行為
- (4) 登録証、アカウント情報の第三者への譲渡又は貸与
- (5) 他の会員のアカウント情報を使用して本スクールにかかるウェブサイトアクセスする

行為その他第三者になりすまして本スクールを利用する行為

(6) 当社による本スクールの提供を妨害する行為

(7) 自ら又は第三者を利用した次の行為

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ その他前各号に準ずる行為

### 第15条 (登録抹消等)

当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、事前に通知又は催告をすることなく、当該会員について、①本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止し、又は②会員としての登録を抹消、若しくは③本サービス利用契約を解除することができるものとします。なお、月の途中で①～③の措置が取られた場合でも当該措置が取られた日の属する月の利用料を支払わなければなりません。

(1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合 (第3号に掲げる場合を除く)

(2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合

(3) 本サービス利用料金を2か月以上滞納した場合

(4) 第2条第2項各号に該当すると当社が判断した場合

(5) その他、会員としての登録、本スクールの利用、又は本スクール利用契約の継続に関し、秩序維持や品位を損なうなど当社が適当でないと判断した場合

### 第16条 (権利帰属)

本スクール運営を通じて提供される全てのデータ、文章、画像、イラスト、映像、楽曲、舞踏、音声、プログラム等のコンテンツについての著作権、商標権、肖像権を含む一切の権利は、当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本スクールへの参加の許諾は、本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の権利の使用許諾を意味するものではありません。

### 第17条 (損害賠償責任)

当社は、故意又は重大な過失がある場合を除き、本スクールの利用に起因又は関連して契約者が被った損害を賠償する責任を負いません。会員は、その責めに帰すべき事由により本スクールの利用に起因又は関連して当社又は他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

### 第18条 (委託)

当社は、会員に対して提供する本スクール運営の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

### **第19条（譲渡禁止）**

会員は、本規約及び本スクールの利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができません。

### **第20条（通知）**

当社から会員への通知は、会員が本スクールの利用契約の申込時に当社に届け出た電子メールアドレスその他の連絡先に宛てて発し、その通知が通常到達すべきであったときに到達したものとみなします。

### **第21条（本規約の変更）**

当社は、本規約を変更することができます。当社は、本規約の変更をする場合、当社の本店及び支店並びに当社が指定するウェブサイトにて、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知します。

### **第22条（本規約の範囲）**

- 1 当社は、本規約の他に、本スクールに関する各利用規約を別途定めることがあります、その目的の如何にかかわらず、各利用規約は本規約の一部を構成するものとします。
- 2 本規約の定めと、各利用規約の定めとが異なる場合には、各利用規約の定めが優先して適用されるものとします。

### **第23条（分離可能性）**

本規約のいずれかの条項又はその一部、消費者契約法その他の法令等により無効に又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の当該部分以外の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

### **第24条（準拠法及び裁判管轄）**

本契約は、日本法に基づき解釈されるものとします。本規約及び本スクールに関する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第25条（広報、広告宣伝、プロモーション活動）**

本スクールのレッスン受講中に撮影されたスクール生の肖像(写真及び動画)をインターネット、SNS 等において広報、広告、宣伝、プロモーション活動及び商業利用のために、期間を問わず無償で利用する場合があります、本スクール生はこれを了承するものとします。

以 上

## 【別記1】

### 第1条（目的）

本スクールは、健康維持、コミュニケーション促進、表現力の強化等を通じて受講者のダンス技術の向上を図るだけでなく、ユース世代の育成を通し、Dリーガーや各国代表選手をはじめとし、将来のオリンピック選手を輩出することを目指すことで、ダンス競技の振興に貢献するとともに、当社の企業理念である「大切なことにフォーカスして生きる人を増やす」ことを目指します。

### 第2条（提供サービスの内容）

当社は、当社所属のダンスユニット Valence INFINITIES による公式ダンススクールを運営し、当社所定の方法により申し込んだ会員に対し、ダンス技術だけでなくダンスを通じて同じ境遇にある仲間達と目的を達成することに向けて努力することの大切さや喜びを学ぶ機会を提供します。

### 第3条（体験入会）

- 1 本スクールは、当社実施の企画、各クラスの受講人数に余裕がある場合又は当社が受け入れても問題がないと合理的に判断した場合には、体験入会を受け入れます。
- 2 体験入会についても、本スクールの利用規約やその他の規則を適用するものとします。

### 第4条（特記事項）

- 1 会員は、本スクールで得た知見を実演する場合、会員自らの責任で執り行うものとし、当社は、それによって生じた損害について、責任を負いません。また、これによって生じた損害を当社が被った場合、会員に当該支払額の全額を請求するものとします。
- 2 申込者又は会員は、身体状況を踏まえ、怪我や事故等が生じないように、適正な受講クラスを選択し、安全を心掛けて実施するように努めるものとします。
- 3 会員は、他の利用者、第三者、又は当社の備品等に接触や損傷等による危害が及ばないように、周囲の状況に注意を払うものとします。
- 4 申込者又は会員は、許可なく第三者の敷地に入ったり、当社が許可した区域以外に立ち入らないものとします。
- 5 会員は、レッスンの前後を問わず、大声で騒いだり、走り回ったりせず、第三者の迷惑とならないようにするものとします。

令和5年12月15日制定

令和6年4月1日改定

令和6年6月10日改定